

広島県告示第千百二二号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定によって、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設から次のとおり変更の届出があった。

令和二年十一月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 養成施設の名称及び所在地

1 養成施設の名称

広島工業大学生命学部食品生命科学科（食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得プログラム）

2 所在地

広島県広島市佐伯区三宅二丁目一番一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

養成施設の名称の変更

2 変更内容

変 更 前	変 更 後
広島工業大学生命学部食品生命科学科	広島工業大学生命学部食品生命科学科（食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得プログラム）

三 変更年月日

令和二年十月十五日